

寮生は健全な居住環境を維持し、気持ちよく共同生活を送り、互いの絆を醸成していくために
寮生、契約者(保護者)、訪問者は以下の細則(以下、「本細則」という。)を遵守しなければならない。
なお、本細則において、「契約者(保護者)」とは、寮室使用契約書(定期建物賃貸借契約書)の賃借人をいい、
「寮生」とは、寮室使用契約書の入寮者をいう。また、「本協会」とは公益財団法人湖国協会をいう。

第1条 (門限)

1. 寮の門限は、24:00とする。また、この時刻以降の外出は認めない。
2. 門限までに帰寮できないことが常態化する場合には、寮長が改善を指導する。

第2条 (在室・外出の確認)

1. 寮生の在室・外出は「入出カード」の入力によって確認する。

第3条 (外出時の火災予防)

1. 外出するときは、電気器具の消灯確認等各自の責任で火災予防に心掛けること。

第4条 (盗難・紛失等)

1. 寮生は外出時は必ず施錠し、各自の責任において、盗難、紛失の未然防止に努めること。
2. 寮室・寮舎内で、万一、寮生の私物及び貴重品に関する盗難が発生した場合は自己責任となり、
本協会は責任を負わないので、予め了解のこと。

第5条 (鍵・入出カードの管理)

1. 寮生本人以外への寮室の鍵・入出カードの貸出し、またスペアの鍵・入出カードの作成は厳禁とする。
2. 鍵・入出カードは、旅行等で長期間寮を離れる場合は、一旦返却すること。
3. 紛失した場合には、直ちに寮長に申し出、警察署に紛失届を提出すること。
なお、寮生は、盗難・紛失等による鍵・入出カードについて本協会に弁償しなければならない。

第6条 (旅行、帰省など一時外泊の事前届出)

1. 留学、合宿、旅行、帰省等で寮を離れ外泊する場合は、所定の「帰郷、外泊届」に必要事項を記入し、7日前までに寮長に提出すること。
2. 無断外泊した場合は退寮を命ずることがあることを予め了解のこと。

第7条 (年末年始、お盆の業務一時停止並びに休食(厨房閉鎖))

年末年始及びお盆の期間、受付等管理業務を停止する。併せて、休食期間(厨房閉鎖)を設定する。
但し、緊急時対応のための管理人は常駐する。

第8条 (宅配・郵便)

寮生に届いた宅配便の受取り、書留郵便の受領等の取次ぎについては、管理室にて取扱う。
但し、衛生管理上、クール便の取次ぎは行わない。
宅配便・書留郵便等の受取りは日曜日及び祝日等休日以外の午前中のみとする。
代引き、現金書留等の受取り並びに宅配便の発送は、原則として寮生が責任をもって直接扱うこと。

第9条 (訪問者)

1. 訪問者は必ず管理室で「訪問者名簿」に記入し、受付をしてから、寮舎内に立入るものとする。
2. 訪問者(父母・兄弟・姉妹・祖父母等ご家族・友人等)の訪問時間は、9:00から22:00までとするが寮舎内の立ち入りは、寮生が在室している時に限る。
3. 寮生の異性の友人は、寮室に入室禁止とする。1階の談話室兼食堂を利用すること。

第10条 (訪問者の宿泊)

1. 寮生が訪問者を宿泊させるときは、「訪問者特別宿泊承認願い」を寮長に提出しなければならない。
2. 原則として、訪問者を寮生の寮室に宿泊させることはできない。
3. 寮舎内の宿泊は寮生の父母・祖父母・兄弟姉妹及び友人に限る。
宿泊には事前申込が必要であり、当日の申し出の場合は宿泊できないこともあるので注意のこと。
4. 訪問者の宿泊は、寮生が在室している時に限る。

第11条 (寮室内の改裝厳禁)

1. 寮室は以下の行為によりその原状を変更してはならない。
 - (イ) 寮室の造作を変更したり、寮室以外の目的に使用することはできない。
 - (ロ) 寮室の家具・内装に塗装したり、内装を張替えすることはできない。
 - (ハ) 釘やフックを打込むなど壁等に傷として残る行為も厳禁とする。
2. 故意又は不注意によって破損、汚損等があった場合には、速やかに寮長に申し出ること。
寮生及び契約者(保護者)は連帯して原状回復に要した費用を弁償しなければならない。

第12条 (寮室使用上の注意)

1. 電気容量について
 - ・各寮室の電気容量は30アンペアです。備付けの以外の電気器具の使用は電気容量の制約があるので大容量を消費する電気器具は寮室に持ち込みできない。
 - ・寮室へのパソコン、ケトル、電気スタンド、空気清浄機等の小容量の電気器具は持込可能。
 - ・上記電気器具を持ち込む際には、寮室共同使用者と互いに了解のうえ持ち込みを決めること。
2. インターネット接続
 - ・本協会が契約するプロバイダーのサービス料及び無料サイトへのアクセス費用は無料。
 - ・本協会が契約するプロバイダー以外の有料を利用する場合、寮生又は契約者(保護者)は直接利用料を支払う。
3. 火気使用について
 - ・寮室への石油ストーブ、カセットコンロ等、火気及び危険物の持ち込みは厳禁。
 - ・給食のない日の電子レンジを利用した自炊は可能とする。
4. 洗濯・乾燥
 - ・洗濯物は、各自がよく管理し、洗濯・乾燥機内に放置しないこと。
 - ・大物の洗濯物は外部のクリーニング店に委託のこと。
5. 清掃
 - ・寮室内の浴室、洗面所、トイレ、ベランダ等の清掃は各自行い、清潔に使用すること。
 - ・清掃は最低月一回の頻度以上、共同使用者と交替で、又は協同して行うこと。
6. 立ち入り

消防点検(火災報知器の点検を含む)、寮室内の清掃状況の点検等その他管理上の必要から事前連絡のうえ寮長、職員、外部委託業者等関係者が寮室内に立入ることがある。

寮生はこれに協力するとともに、寮長の指示に従うこと。

但し、緊急事態発生の場合は事前の連絡無くして立入ることができるものとする。

7. 静肅

- 寮室内でのゲーム、TV、ラジオ、楽器類、会話等は、隣室等寮舎内だけでなく、近隣の迷惑とならないよう音量・大声には十分注意のこと。
特に22:00以降は静肅を心掛け、他の寮生の迷惑とならないよう配慮すること。

第13条（共用施設及び備品の使用管理）

1. 使用方法・時間等各施設に掲示の使用規程を遵守し、目的外の使用は寮長の許可を受けること。
2. 発生ゴミは、市の分別区分に従いのゴミ分別保管庫へ集積すること。
3. 立入禁止区域
 - ・屋上、機械室等の立入禁止区域の表示のあるところへは、危険防止のため入室はできない。
 - ・男子寮室エリアと女子寮室エリアは、互いに異性寮室エリア（階段室、エレベーターを含む）には立ち入ることはできない。エレベーターは女子専用、男子使用禁止とする。
 - ・非常用出口も外部からの盗難予防のため、通常時には使用できない。

第14条（災害防止並びに防犯予防）

1. 組織並びに災害防止・防犯協力義務

- 寮生は、寮舎内の災害防止・防犯対策に全員が協力し、特に次の点を守ること。
- ・寮生は寮長が別途定める「湖国寮自営消防隊組織」の一員として、それぞれが用務を分担する。
 - ・各寮室の火元責任者は、在室している寮生とする。
 - ・消防署、警察署若しくは地域の自治会長からの協力要請をうけて、寮長の指示にもとづき近隣の災害防止・防犯活動にも協力する。

2. 禁煙

寮舎内（寮室・共用施設）及び敷地内並びに周辺道路とも禁煙とする。

3. 火気使用等

- ・寮舎内（寮室・共用施設）及び寮舎敷地内への火気及び危険物の持ち込みは厳禁とする。
- ・寮舎内共用施設及び敷地内での火気使用の際は、火災防止には特に注意し、寮長の許可を得た場合でも定められた場所以外での使用は禁止する。
- ・特に、給食を行わない日の寮舎内での火気使用は厳重注意のこと。

4. 非常時対応

- ・寮生は、平時から避難経路を確認し、非常時に対応できるようにしておくこと。
- ・寮生は、常に火災予防に留意し、万一火災が発生し、又は発生のおそれがあるときは、まず自ら処置を講じ、直ちに寮長並びに職員に急報しなければならない。
同時に隣室並びに同じフロア一階にも大声で知らせて、消防の協力並びに避難を促すこと。
- ・寮舎内で火災報知器が鳴った時には、すぐに廊下に出て、非常放送による指示に従うこと。

5. 防災・防犯訓練

- ・防災・防犯訓練には必ず参加のこと。
- ・非常階段、消火器、火災報知器等の非常用設備の位置及び使用方法を熟知のこと。

第15条（感染症対策と病気・怪我）

1. 寮生は、湖国寮が宣言した「感染症対策」の実践に日々努めなければならない。
急病・体の具合が悪い時、その他身体・健康に怪我や異常が認められる時には、速やかに寮長又は職員に申し出ること。
2. 寮長、職員が常駐しており、夜中でも具合が悪くなったらすぐに知らせること。
3. 医師の診断を受けたときは、その症状等を寮長に申し出ること。
4. 感染症対策による「健康観察票」を毎月提出すること。

第16条 (寮長等への相談)

1. 寮生は、寮長の指導に従うこと。
2. 何事によらず異常を認めたときや相談が必要と思われる場合は、速やかに申し出ること。

第17条 (車両の利用)

1. 寮生は、特に以下の点に注意して自転車等車両を使用すること。
 - ・寮生が、駐輪できる車両は自転車に限る。
 - ・寮生(身障者を除く)の乗用自動車、及びバイクの使用は認めない。

自転車を使用する者は、「駐輪場使用登録簿」に登録し、敷地内の駐輪場に駐輪すること。
 2. 自転車等車両の毀損・盗難が発生した場合の責任は、寮生の自己責任であり、本協会は責任を負わないので各自十分管理のこと。
- 寮生は寮舎敷地内のみならず、公道においても自ら車両事故、人身事故等を起こすがないよう注意とともに、十分な保険(交通傷害保険等)を各自付保すること。
- 本協会はこれらに関し一切責任を負わない。

第18条 (私物の放置禁止)

1. 寮生及び訪問者が寮舎内共用施設及び寮舎敷地に私物を放置することは禁止する。
特に廊下及び階段は非常時の避難通路であり、厳禁とする。
2. 放置してある物は回収し、回収後2週間経過した物は廃棄処分する。
別途廃棄費用が発生する場合の負担者は、寮生等放置者とする。

第19条 (無断掲示物禁止)

寮生及び訪問者により寮舎内掲示板や共用施設内にビラ等を掲示、又は貼付することは禁止する。
但し、寮長の許可を受けたものはこの限りでない。

第20条 (その他禁止事項)

寮生及び訪問者は、前掲の禁止事項の外、次に掲げる行為を禁止する。

- ① 寮舎内(寮室、共用施設共)での麻雀、賭け事
- ② 寮舎内及び寮舎敷地内での商業行為又はこれに類する行為
- ③ 寮舎内及び寮舎敷地内での政治的、思想的、宗教的活動、又は反社会的行為
- ④ 寮舎内及び寮舎敷地内動物その他ペット類の飼育
- ⑤ 寮舎内及び寮舎敷地内で、喫煙・カラオケ・飲酒その他による寮舎内外の人たちに迷惑となる行為
- ⑥ 寮舎内及び寮舎敷地内での暴力・傷害・破廉恥行為
- ⑦ 寮舎内及び寮舎敷地内の風紀を乱し、健全な寮運営を妨げる行為
- ⑧ その他、共同生活上不適当・不相応と認められる行為及び湖国寮の趣旨に反する行為

第21条 (違反の処置)

本細則に掲げる禁止事項に違反は、退寮事由とする。

但し、当該寮生が寮長の改善指導に従い、直ちに態度を改めたときはこの限りではない。

附則 本細則は、平成24年4月1日から施行する。

改定細則は、令和2年10月1日から施行する。